

平成29年4月1日

役員等報酬規程

役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人隆徳会(以下「法人」という。)の定款第二十一条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対して報酬を支給する。

2 理事長に別表1に定める理事長報酬を支給する。

3 前項を除く役員等が法人の理事会及び監事会並びに評議員会に出席する場合又は、法人業務を行う場合は、別表2に定める役員報酬を支給する。

4 前項2項及び3項の者が施設に勤務する場合は報酬を支給しない。

5 支払い方法は、給与等支払規定第9条の定めによる。

(旅費)

第5条 旅費は、前条1項1号2号に含まれ支給しない。

(兼務役員等)

第6条 理事において、施設、法人本部の職を兼務する者には、職員給与に加え役員等兼任手当を別表3により支給する。

(諸経費の支払い)

第7条 法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施 行)

1. この規程は、平成10年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成12年4月1日から実施する。
3. この規程は、平成13年4月1日から実施する。
4. この規程は、平成14年4月1日から実施する。
5. この規程は、平成15年7月24日から実施する。
6. この規程は、平成16年4月1日から実施する。
7. この規程は、平成20年5月27日から実施する。(第3条改正、第4条改正)
8. この規程は、平成21年2月8日から実施する。(第2条改正、第3条改正、第4条改正)
9. この規程は、平成21年4月1日から実施する。(第2条改正)
10. この規程は、平成28年12月1日から実施する。
11. この規程は、平成29年4月1日から実施する。

別表 1 理事長報酬

役員	報酬
理事長	月額:400,000 円

別表 2 役員報酬

役員	報酬
理事	日額:20,000 円
監事	日額:20,000 円

別表 3 役員兼任手当

役員	兼任手当
理事	月額:80,000 円